日本泌尿器科学会/日本泌尿器内視鏡･ロボティクス学会
泌尿器腹腔鏡技術認定申請のための教育プログラム公認規程

（目的）

第 1 条

日本泌尿器科学会と日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会(以下両学会)は、わが国における泌尿器腹腔鏡手術の教育体制を整備し、その安全な普及に寄与することを目指して、技術認定申請のための教育プログラムの公認を行う。泌尿器腹腔鏡技術認定制度の申請に際しては、泌尿器腹腔鏡教育プログラム公認規程で公認されるプログラムの参加証（写）、あるいは、コンソールサージャン certificate 認定証（写）に加えて本規定で公認する「泌尿器腹腔鏡技術認定申請のための教育プログラム」受講証（写）の提出が必要である。

（公認プログラム）

第 2 条

両学会が公認する、泌尿器腹腔鏡技術認定申請のための教育プログラムは、以下のいずれかとする。

1. 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会総会で開催される、腹腔鏡ワークショップ。
2. 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会総会で開催される、日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会指定教育プログラムのうち、腹腔鏡あるいはロボット支援手術に関するもの。
3. 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会総会、日本泌尿器科学会総会で開催される、泌尿器腹腔鏡あるいはロボット支援手術に関する 60 分以上のプログラムの中で、総会の大会長が教育的と判断し両学会に申請して公認を受けたもの。（1 大会中、原則 1 プログラム）
4. その他の学会で開催される、泌尿器腹腔鏡あるいはロボット支援手術に関する 60 分以上のプログラムの中で、学会の大会長が教育的と判断し両学会に申請して公認を受けたもの。（1 大会中、原則 1 プログラム）

（申請）

第 3 条

第 2 条 3 項および 4 項の規定による公認を受けたいものは、申請書を日本泌尿器内視鏡･ロボティクス学会事務局にメール（suzu@mocha.ocn.ne.jp）で提出する。

（審査と公認）

第 4 条

申請されたプログラムは、両学会教育委員会で審査し、両学会理事長の承認を得て公認される。審査経過は両学会理事会に報告される。

（公表）

第 **5** 条

本規定による公認を受けたプログラム名は両学会誌に公表される。

（受講証）

第 **6** 条

プログラム主催者は、「日本泌尿器科学会/日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会公認 泌尿器腹腔鏡技術認定申請のための教育プログラム」と記載された受講証を発行しなければならない。

（改訂）

第 **7** 条

本規程は両学会教育委員会の審議の後に両学会理事会の議を経て改訂することができる。

附則

本規程は 2023 年 9 月 21 日から施行する。